

安 全 報 告 書

～ 令和元年度の結果と令和2年度の計画 ～

運輸安全マネジメントに関する取組状況について



令和2年7月9日
京都市交通局 自動車部

目 次

1	安全報告書の公表にあたって.....	2
2	輸送の安全に関する基本的な方針.....	3
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統.....	4
4	輸送の安全に関する目標及びその達成状況.....	5
5	輸送の安全のために講じた措置.....	8
6	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容.....	1 5
7	輸送の安全に関する計画.....	1 7
8	輸送の安全のために講じようとする措置.....	1 9
9	事故，災害等に関する報告連絡体制.....	2 7
1 0	安全管理規程.....	2 9

1 安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、自動車運送事業における運輸安全マネジメントに基づき、市バスの安全運行に関する令和元年度の結果と令和2年度の計画を取りまとめましたので、公表いたします。

市バスは、市民の皆様や、観光等で国内外から京都にお越しになる皆様の便利で身近な公共交通機関として、「安全・安心・快適」なサービスの提供をモットーに、特に「輸送の安全は事業の根幹である」との認識のもと、間断なく安全確保に向けた取組を着実に進めております。

令和元年度の結果につきましては、目標に掲げた「重大事故の発生0件」「10万km当たりの有責事故件数を過去最小値とする」のいずれも達成することが出来ましたが、重大事故には至らなかったものの、当方の不注意により、交差点内で自転車と接触する事故を発生させ、近畿運輸局から、「指導監督が一部不適切であった」として、車両使用停止の行政処分を受けました。今回発生させた事故を真摯に受け止め、乗務員等への教育・研修はもとより、安全意識の更なる向上に取り組む所存でございます。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組についても、これまでの対策はもとより、今後の状況の変化にもしっかりと対応し、適切な対策を講じていくとともに、お客様に安心してご乗車いただけるよう、全職員一丸となって、安全・安心・快適な市バスを目指してまいります。

令和2年 7月 9日
京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治



2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

交通局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

交通局は、管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

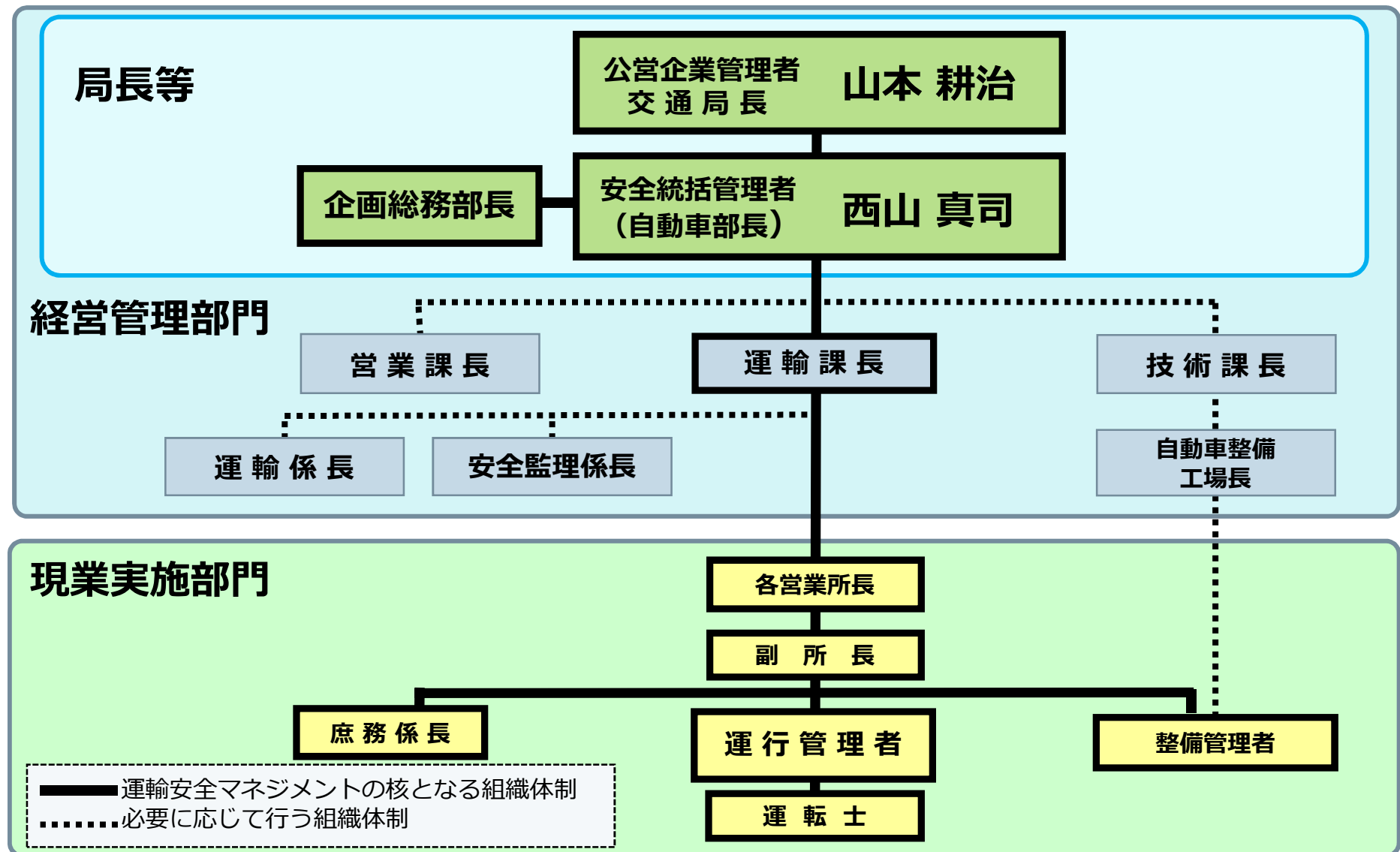
6つの安全重点施策

- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています

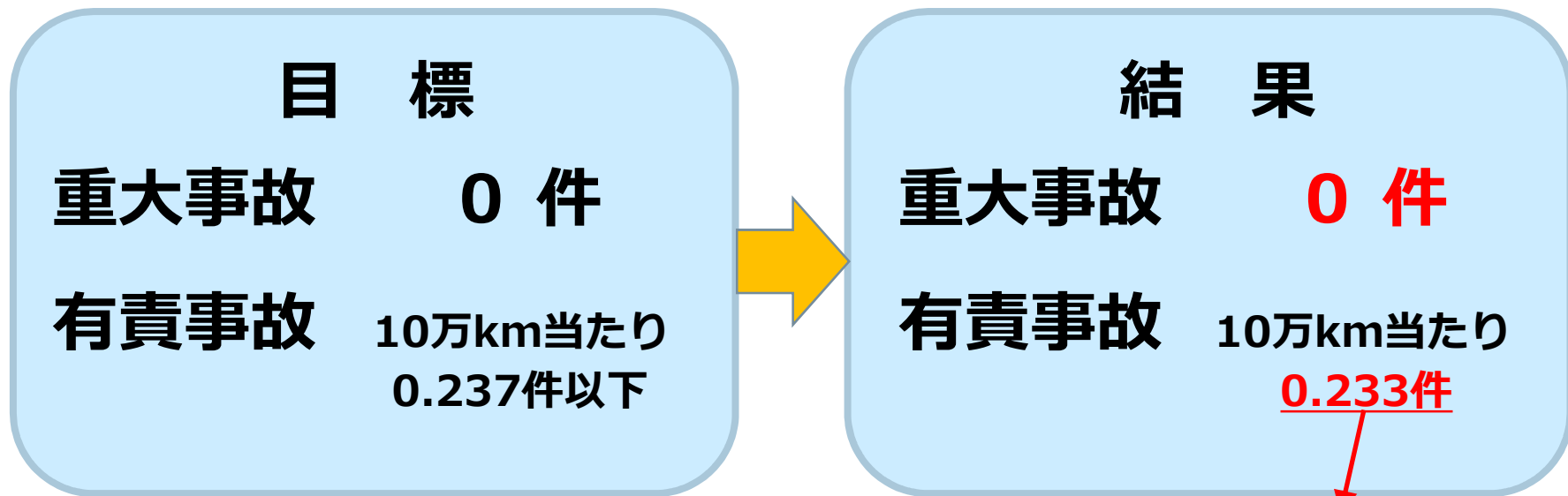


4 輸送の安全に関する目標及び達成状況

◆ 令和元年度の実施結果

平成30年度に発生させた重大事故を教訓に、職員一丸となって事故防止に取り組んだ結果、安全目標を達成することができました。

しかしながら重大事故には至らなかったものの、令和元年9月18日に発生した市バス(3号系統)が、不注意により信号が赤色に変わったのを見落とし、横断歩道上の自転車と接触する事故を起こしました。



有責事故件数については10万Km当たり0.233件となり、令和元年度の目標としていた10万Km当たり0.237件を下回り、運輸安全マネジメントを本格的に導入した平成19年度以降、過去最小値を更新することができました。

◆近畿運輸局の監査を受けた事故の概要と講じた対策

【事故概要】

令和元年9月18日，市バス(3号系統)が河原町通を北進中，前方河原町竹屋町交差点の信号が赤色に変わったのを運転士の不注意により見落とし，そのまま交差点に進入した際，同交差点の北詰横断歩道を東進した自転車と接触し，けがを負わせる事故を発生させました。

【監査結果】

今回の監査は，平成31年1月4日に発生させた，横断歩道上の歩行者接触と同様の事故を再発させたため，近畿運輸局から監査を受けるに至りました。

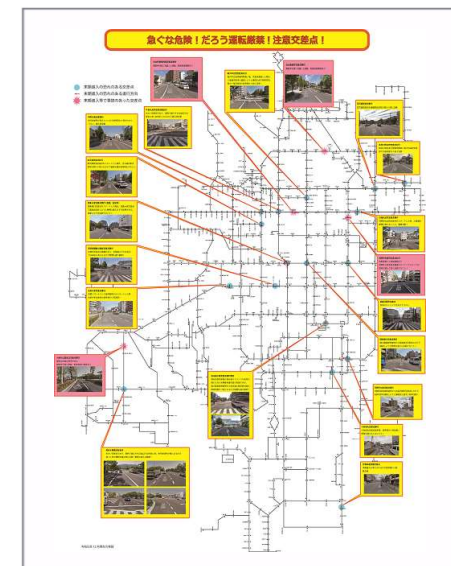
監査結果につきましては，「運転者に対する指導監督が一部不適切であった」として30日車の車両使用停止処分※を受けました。

【対策】

同様の事故を二度と発生させないために，自動車部と委託・直営の全所長による全市バス安全運行推進会議において，情報の共有と再発防止の徹底を通達するとともに，全運転士に今回発生した事故のドライブレコーダー映像を視聴させ，再発防止のグループワーク研修を開催しました。

また，信号末期での進入が発生しやすい交差点の情報を収集し，マップに落とし込み，情報の見える化を図るとともに，安全監理係による路線巡視の際には，信号遵守の状況等を確認し，適宜営業所と連携し，指導の実施を継続しています。

※ 一般的にバス車両の使用停止であり、行政処分を受けた営業所に配置している車両のナンバープレートを外して、車検証とあわせて運輸支局に預けるペナルティを受けます。1台の車両を一日運行停止したら、『1日車』という単位になります。



◆有責事故の内訳（令和元年度）

区 分	人 身	物 損	合 計
歩行者接触	3 件	0 件	3 件
車内事故	3 3 件	0 件	3 3 件
自動車接触等	9 件	3 0 件	3 9 件
合 計	4 5 件	3 0 件	7 5 件

※上記のほか、車両故障による運行中止が9 6件ありました。

5 輸送の安全のために講じた措置

◆令和元年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表

すべてのお客様に信頼される安全の追及に向け、6つの安全重点施策及びその細目である25の実施計画に取り組みました。

安全重点施策	区分	実施計画		達成度※
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底のためのマニュアル遵守の徹底に向けた取組の実施	○
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
		3	新型アルコール検知器の運用に伴う厳正な点呼の実施	○
		4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
		5	走行危険箇所、道路状況等の確認と見直し及び掲示	○
		6	営業所構内における安全空間確認ラインの活用	○
		7	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
		8	添乗調査及び主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査	○
		9	安全監理係による巡回調査	○
②輸送の安全に関する内部監査の実施	充実	10	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
		11	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○

安全重点施策	区分	実施計画		達成度※
③輸送の安全に関する情報の共有と活用	新規	12	自然災害の発生に備えた対応（ハザードマップ作成と情報共有）	○
		13	事故防止対策検討ワーキングの開催	○
	充実	14	事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化	○
		15	全市バス安全統括管理者会議等，各種会議体の開催	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため一部未実施
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	16	運転士に対する研修の実施	○
		17	運行管理者に対する研修の実施	○
	新規	18	安全意識向上ミーティングの開催	○
		19	高齢者の方や障害のある方への介助・接遇の向上に向けた研修の充実	○
		20	車両整備に関する監査，指導の実施	○
⑤事故防止のための啓発活動の推進		21	関係機関と連携した走行環境改善活動の推進	○
		22	事故防止重点強化策（バス停付近の違法駐停車防止活動）の実施	○
		23	車内事故防止に向けた啓発活動の実施	○
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		24	整備担当者会議の開催	○
		25	自主点検整備の実施	○

※（達成度について） ○：実施・達成できた △：実施・達成できたが更なる工夫が必要 ×実施不十分または実施・達成できなかった

◆ 主な取組内容

■ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施【充実】

【「令和元年度 運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」10】

市バス経営管理部門及び現業実施部門に対して、安全統括管理者が指名する内部監査リーダー及び内部監査員による内部監査を行いました。

より充実した内部監査体制を構築するため、被監査部門の職制（技術課長、営業所長1名）を、専門機関による内部監査員研修や安全マネジメントセミナーに派遣して、内部監査員の資格を取得させ、内部監査員をこれまでの3名から5名に増員しました。また、平成30年度に委託先営業所において重大事故が発生していることを鑑み、令和元年度からは、これまで直営のみ実施していた内部監査を、委託先においても実施することとしました。

令和元年度においては、8月30日、9月5日に経営管理部門、9月2日に現業実施部門として直営の烏丸営業所と委託先の洛西営業所（近鉄）で内部監査を実施し、運輸安全マネジメント体制が維持・実行され、更なる安全確保に取り組んでいることを確認しました。



内部監査（経営管理部門）



洛西営業所 内部監査（現業実施部門）

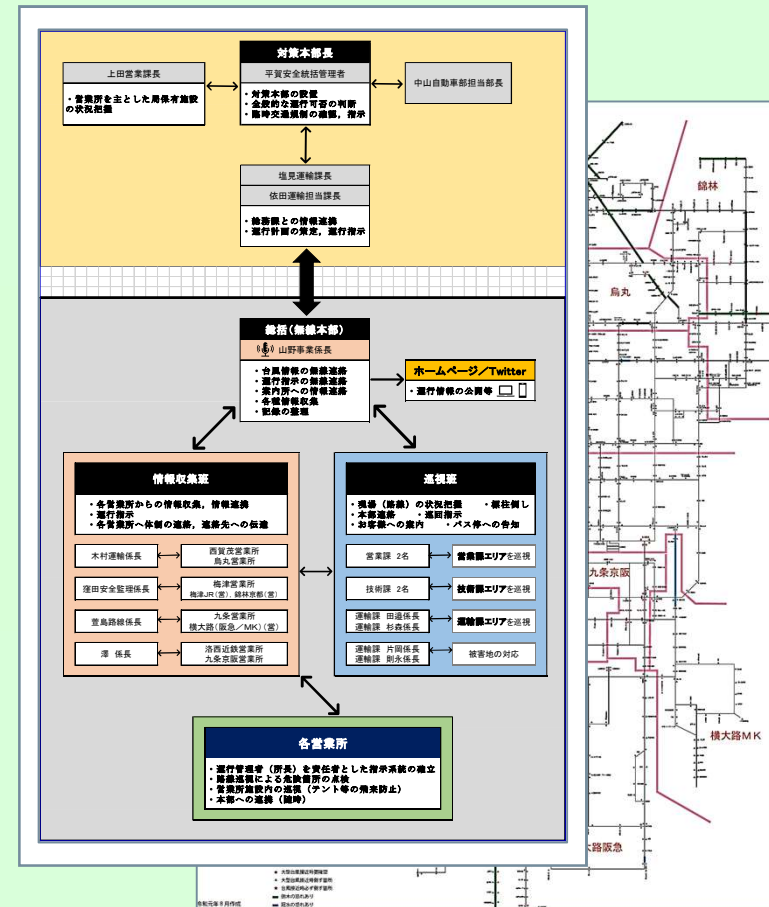
■ 自然災害の発生に備えた対応（ハザードマップの作成と情報共有）

【新規】

【「令和元年度 運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」12】

平成30年度の大型台風の影響により、2度の全便運休を実施したことを踏まえ、道路冠水や倒木の可能性が高いエリアや本局・営業所の路線巡視担当エリアを明確化し、かつ地図に直接書込みができるような体裁にした大型のハザードマップを作成し、委託先を含む全営業所に展開しました。これにより、停電のため通信機能が制約を受ける場合においても、本局と営業所間で電話による連絡で情報共有が可能となりました。

また、大型台風等により広域での運行障害が生じた場合においても、本局及び各営業所が迅速かつ効率的に対処できるよう、対策本部設置時における指示命令システムの再構築と担当者の役割等の明確化を図りました。



■ 事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化【充実】

【「令和元年度 運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」14】

平成30年度に受けた国の運輸安全マネジメント評価において、ヒヤリハット情報の収集・活用に関して、取組を強化するよう助言を受けたことを踏まえ、乗務員が記入しやすいシンプルな情報シートに改めるとともに、事故を想起させ、ネガティブな印象を与える「ヒヤリハット情報」から、事故を未然に防いだことを評価する「ファインプレー情報シート」に名称変更することで情報収集強化を図りました。また、ファインプレー情報収集強化期間を設定し展開したことで、平成30年度の7件から令和元年度は夏に49件、冬に89件の合計138件の情報が収集できました。

また、収集した情報を基に編集したドライブレコーダー映像を全営業所で放映し、安全への意識向上に向けて全運転士に視聴させ指導ポイントを理解させました。

同様に国の運輸安全マネジメント評価で助言を受けた自動車事故概要の更なる活用については、ビジュアルを用いて、見た目にもわかりやすい仕様に変更し、運行管理者研修等で活用してまいります。

ファインプレー情報シート	
日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 頃 天候:
氏 名	
系 統	
車両番号	
内 容	
場 所	()バス停・交差点 東・西・南・北 約 m付近
な に と	歩行者 自転車 バイク 二輪車 乗用車 タクシー トラック バス ()
どんな事	歩道からの飛び出し 幅寄せ 急な道路変更 急停車 その他()



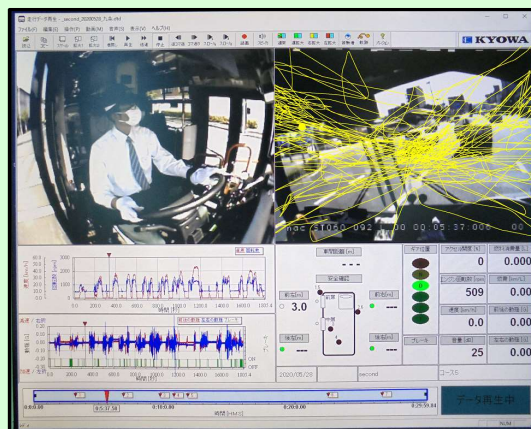
■ 運転士に対する研修の実施【充実】

【「令和元年度 運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」16】

安全運転訓練車を用いた研修（セーフティサポート研修）

安全運行や乗り心地の良さについての客観的なデータに基づいて、運転士に癖や弱点を気付かせることで、事故の削減及び快適性の向上につなげることを目的に、全運転士を対象とした安全運転訓練車を用いた研修（セーフティサポート研修）を実施しました。

引き続き、新規採用者には今までのカリキュラムを受講させるとともに、経験の浅い運転士の事故発生率が高いことを踏まえ、令和元年12月からは第2期目として、経験2年未満の運転士と事故惹起者を対象に、「安全運転訓練車」の機能（アイマークレコーダーによる視点確認、車外・車内のランプを利用した発進時の安全確認、車間距離等の計測、車体の動揺測定装置等）を活用し、内容を事故防止に特化したものに見直して安全運転研修(セーフティサポート研修)を実施し、更なる安全に向けた技能向上に取り組んでいます。



■ 安全意識向上ミーティングの開催【新規】

【「令和元年度 運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」18】

平成30年度に起きた事故や不適切な案件は、安全に対する意識が欠けていたことが原因であることから、令和元年度は新たに安全統括管理者をはじめ、本局の幹部職員と各直営営業所の営業所長、副所長、運行管理者が「安全運行」・「お客様接遇」・「服務規律」の3つのテーマで、個々の職員に応じた指導方法等についてミーティングを行い、本局と営業所が一体となって安全意識の向上に努めました。（1営業所：3回／年）

第1回は、「安全運行」をテーマとして4営業所で開催し、ヒヤリハット情報の収集方法について、改善につながる建設的な意見が多数出されました。第2回は「お客様接遇」、第3回は「服務規律」をテーマにミーティングを開催し、本局と営業所のコミュニケーションの活性化と情報共有を図り、運転士への指導方針を確認しました。



6 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか確認するため、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して内部監査を実施しました。

■ 経営管理部門（令和元年8月30日，9月5日実施）

主な監査項目及び監査結果	
監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また，経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会，所長会，部課長会，全市バス安全運行推進会議の開催，各営業所における事故防止対策検討ワーキングへの安全統括管理者の参画等の取組に加え，全運転士に対して事故防止研修の実施と履修報告を兼ねた安全意識に関するアンケートを実施する等の取組や，ヒヤリハット情報の収集を強化するなど，安全を最優先とする経営トップの考えを全職員に周知するとともに，より効果的なものとなるように改善に取り組まれていることを確認しました。 また，営業所との安全意識向上ミーティングの開催や自然災害発生に備えたハザードマップを作成して情報共有を図るなどの新たな取組を実施するなど現場とのコミュニケーションを強化し，輸送の安全確保に向けた取組を強化していることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また，業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定，運行管理者の選解任の届出，路線の新設・変更の届出等，安全運行のために必要な業務について，法令等を遵守して適切に行われていました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	重点施策に基づき作成された，令和元年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行されており，また，平成30年度の実施結果を踏まえた見直し・充実が図られ，より効果的な取組となるよう工夫されていることを確認しました。

■ 現業実施部門 監査結果 （直営 烏丸営業所 令和元年9月2日実施）

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていること、また、厳正な点呼の実施に向けても、非乗務員全員が課題を共有し、厳正な点呼が確実に実施できるように意識されていることを確認しました。

「ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進」の取組強化策として、運転士の動線を考慮したうえで周知できるようにモニターの増設を検討されており、課題を認識したうえで、改善に向けて取り組まれようとしている点を確認しました。

今後は、「ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進」を効果的なものとするために自営業所における映像を活用するなど更なる工夫を図られることを期待しますとの助言を行いました。

■ 現業実施部門 監査結果 （委託 洛西営業所 令和元年9月2日実施）

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていること、また、平成31年1月に小畑川公園北口交差点の点滅信号が赤色に変わったのを見落とし、横断歩道上の歩行者に接触する重大事故を発生させたことを受け、走行危険個所マップに点滅信号の交差点の更新を行ったうえで、運転士に点呼時に確実に伝えられていることや、発生現場での立地指導に取り組まれ、運転士への再発防止の意識付けをされていることを確認しました。

今後は、事故惹起者を含めた個々の運転士に合わせた指導にさらに取り組まれ、効果的な指導がなされることを期待しますとの助言を行いました。

令和2年度は、さらに3名の営業所長に内部監査員の資格を取得させ、内部監査に参加させることで、運輸安全マネジメントの更なる浸透と有効性のある取組を実施できる安全管理体制を構築していきます。

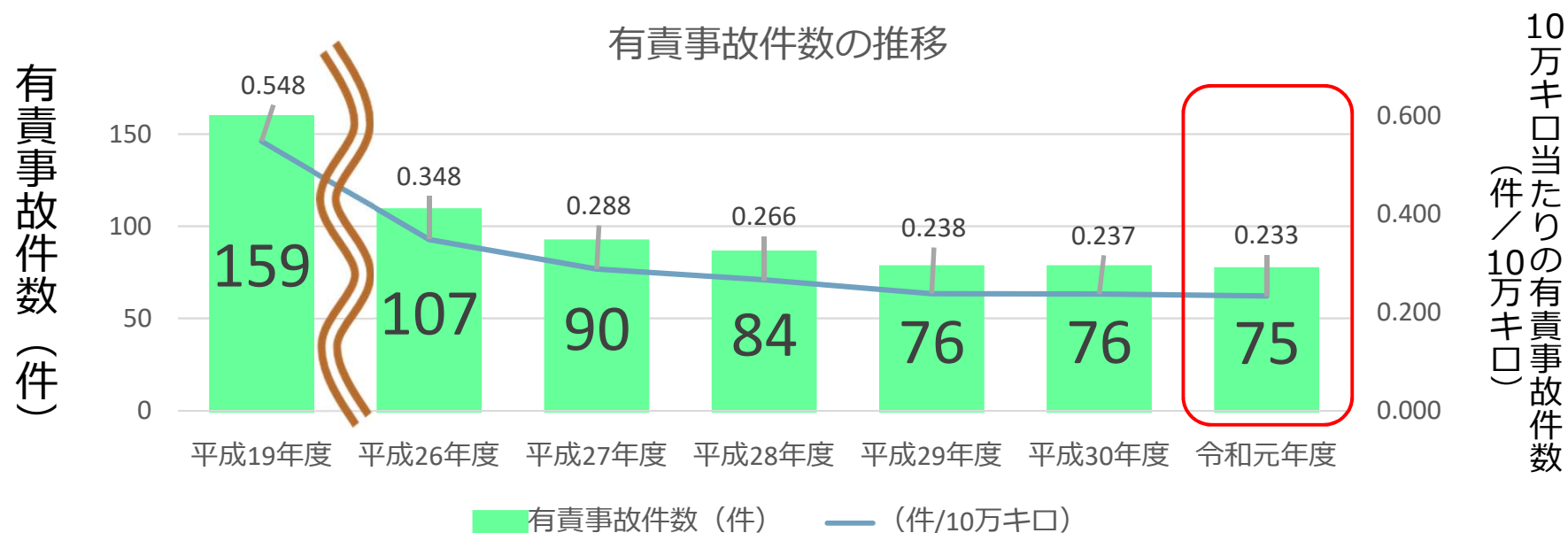
7 輸送の安全に関する計画

◆令和2年度の安全目標

重大事故 0 件

**走行距離10万km当たりの有責事故件数について、
過去最小値（令和元年度実績0.233件）を下回る**

◆有責事故発生状況（年間総件数と走行キロ10万km当たりの件数の推移）

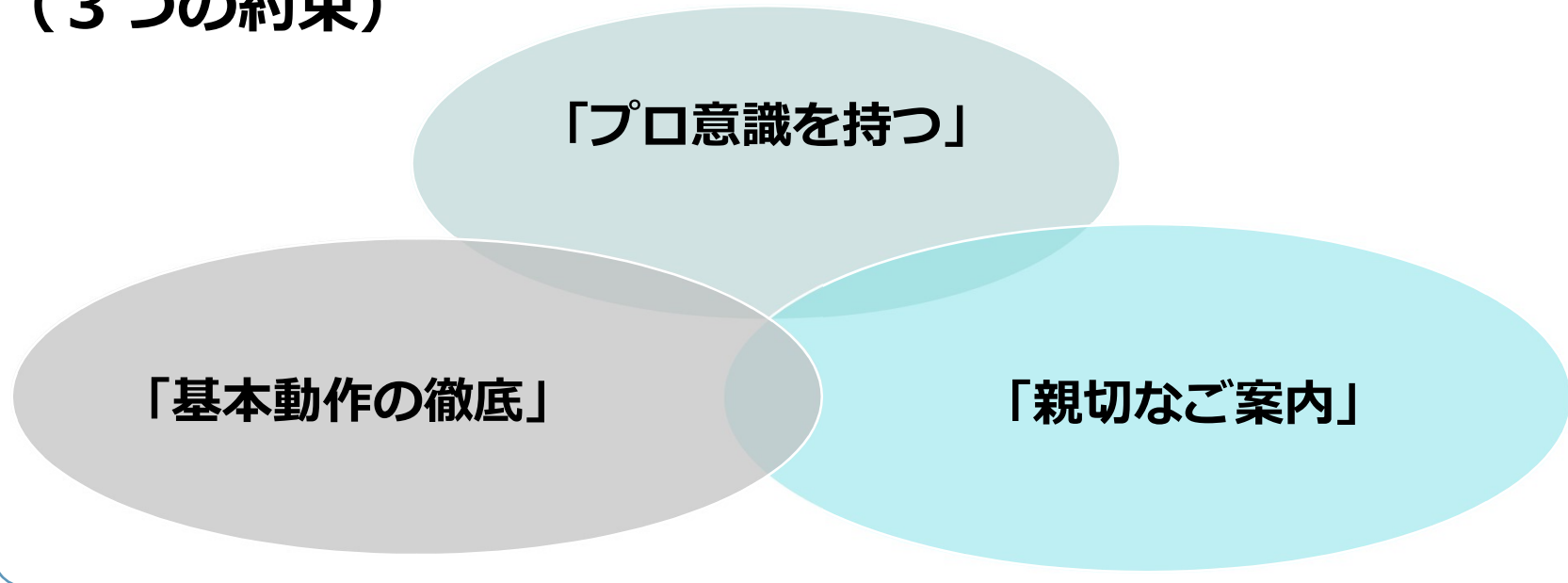


～更なる輸送の安全の確保の実現に向けて～

◆ 安全スローガン

「お客様第一，安全運行の徹底！」

（3つの約束）



令和2年度は，更なる輸送の安全の確保を実現するために，引き続き「安全スローガン」を掲げ，全職員の合言葉とし，3つの約束を確実に実践することで，安全意識の高揚と服務規律の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

8 輸送の安全のために講じようとする措置

■令和2年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和2年度は、更なる安全の徹底に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画にまとめ上げ、取り組んでまいります。

安全重点施策	区分	実施計画	
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
		3	厳正な点呼の実施
		4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
		5	走行危険箇所の確認と見直し
		6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
		7	添乗調査及び主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査
②輸送の安全に関する内部監査の実施	充実	8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
		9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
	充実	10	自然災害の発生に備えた対応

安全重点施策	区分	実施計画	
③輸送の安全に関する情報の共有と活用		11	事故防止対策検討ワーキングの開催
		12	事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化
		13	安全統括管理者会議等，各種会議体の開催
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	14	運転士に対する研修の実施
		15	運行管理者に対する研修等の実施
		16	安全意識向上ミーティングの開催
		17	高齢者の方や障害のある方への介助・接遇の向上に向けた研修の充実
		18	車両整備に関する監査，指導の実施
⑤事故防止のための啓発活動の推進		19	関係機関と連携した啓発活動の実施
		20	事故防止に向けた対策と啓発の実施
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		21	整備担当者会議の開催
		22	自主点検整備の実施

◆ 主な取組内容

■ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施 **【充実】**

【「令和2年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」8】

市バス経営管理部門及び現業実施部門に対して、安全統括管理者が指名する内部監査リーダー及び内部監査員による内部監査（年1回）を行うとともに、安全統括管理者が特に必要と判断した場合においては、緊急に内部監査を実施します。

昨年度に引き続き、定期内部監査の対象に委託営業所を加えるとともに監査員を更に3名増員し、より充実した内部監査体制を構築します。あわせて、各営業所において管理している運転士に対する指導教育の記録の記載状況等についても確認を行ってまいります。

また、監査実施前における安全統括管理者と内部監査員とのミーティング、監査実施後における被監査部門へのアンケート、現業実施部門の所管課長への事前ヒアリング等、内部監査の有効性を向上させる取組も継続して行います。



経営管理部門

令和元年度 内部監査



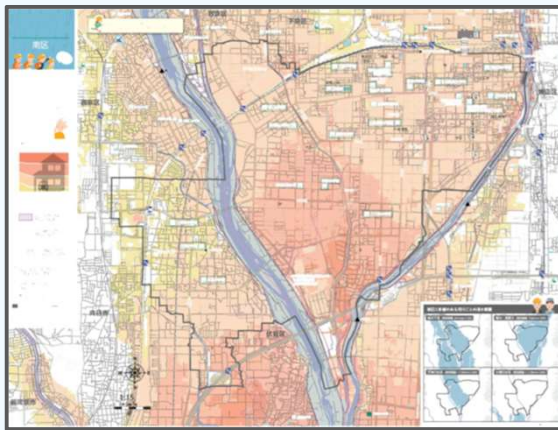
現業実施部門（烏丸営業所）

■ 自然災害の発生に備えた対応【充実】

【「令和2年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」10】

昨年の台風19号による長野県千曲川の堤防決壊により、浸水の被害を受けたバス会社において、浸水が始まった段階で浸水区域外にバスを避難させ、約100台の車両を無事確保し、早期の運行再開につなげたという事案がありました。

本市においても有事に備え、6営業所・1出張所のうち、京都市地域防災計画に基づき策定された、京都市水害ハザードマップで浸水被害想定区域内にある3つの営業所（梅津営業所、九条営業所、横大路営業所）の車両の退避について、退避場所、退避ルート、実施体制、退避開始の基準等を検討、退避計画を策定いたします。



京都市内の浸水想定区域



長野県千曲川堤防決壊による被害状況

■ 運転士に対する研修等の実施【充実】

【「令和2年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」14】

○ 運転士の養成研修の充実

- ・ 研修期間，内容の見直し

乗務研修期間の延長，現場実習期間の延長等，段階的に延長しています。

- ・ 指導員(指導運転士)の指導基準・重点項目の統一

実際に研修指導に当たる指導員(指導運転士)による意見交換会を開催し，指導基準や重点的に指導を行う項目を統一させ，養成研修の実効性の向上を図ります。

○ 経験の浅い運転士への指導の強化

- ・ 経験年数が一年未満の運転士に対する事故防止カウンセリングの実施

事故の多い本務後3～6箇月の期間に運輸課安全監理担当の補職者による面談を行い安全意識を再徹底します。

- ・ セーフティサポート研修の重点実施（事故惹起者含む）

安全運転訓練車を用い，アイマークレコーダーによる視点確認，車外・車内のランプを利用した発進時の安全確認，車間距離等の計測，車体の動揺測定装置等を活用し，事故防止に特化した研修を引続き行っています。

○ 定期的な適性診断の受講と診断結果の活用

- ・ 「NASVAネット」の環境を整備

概ね3年に一度受診させていたNASVAの適性診断をより受診しやすくするために整備，また，診断結果を活用して各運転士に自身の弱点の理解と浸透を図ります。

○「運転者への指導及び監督マニュアル」(国土交通省)に基づく定期教育の実施

近畿運輸局の監査で受けた指摘を踏まえ、これまで「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき実施していた運転士への指導監督を、国の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に沿った指導監督に変更し、指導項目ごとに実施します。

指導項目については、毎月開催している副所長会において検討することとし、全運転士に配布するチラシ及び営業所内に掲示するポスター等を作成するなど、指導監督の強化に努めます。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

- I. バスを運転する心構え
- II. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと
- III. バスの構造上の特性
- IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項
- V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- VI. 運行路線・経路における道路及び交通の状況
- VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転
- IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
- X. 健康管理の重要性
- XI. 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法

運輸安全マネジメント 5月の安全テーマ

I. バスを運転する心構え

バス事業の公共性と重要性

路線バスは、公共交通機関として社会的に重要な「地域の足」の役割を担っています。交通弱者である高齢の方や、障害のある方等にとっても、社会に参画する上で重要な移動手段です。利用する目的は様々ですが、安全で快適に移動したいと思う気持ちはいずれも同じです。



バス事故の社会的影響

大きな車体を持ち、乗車定員も多いバスは、事故を起こした場合、被害が大きくなる可能性があります。また、新聞報道にも大きく取り上げられ、事故を起こした運転士だけでなく、交通局や家族へも大きな影響を与えることとなります。バスが起す事故の重大性を認識し、「事故を起こさない」決意と覚悟のもとにハンドルを握ることが必要です。



安全運転の心構え

安全運転はプロドライバーの義務です。他の運転者の手本となるよう、安全でマナーのよい運転を心がける必要があります。

- 思いやりと譲り合いの気持ちを持つ
- 急激な加速をしない
- 急ぎや急ブレーキを避ける
- カッカしたり、カリカリしたりしない
- エコドライブの励行

運転する際の心構えを常に高め、交通事故を起こさないように気を引き締め、お客様に「安全・安心・快適」なバスを提供しましょう。



令和2年5月1日 自動車運送局

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、対策と周知を確実に行之、お客様に安全・安心にご利用いただけるよう努めています。

職員、特にバス運転士については、毎日の始業点呼時等に感染症予防に関する注意事項の確認や、検温結果をはじめ、健康状態の確認を徹底し、また、施設と車両の消毒・換気等、感染予防対策を講じるとともに、お客様にも感染拡大防止にご理解とご協力を求めるよう取り組んでいます。

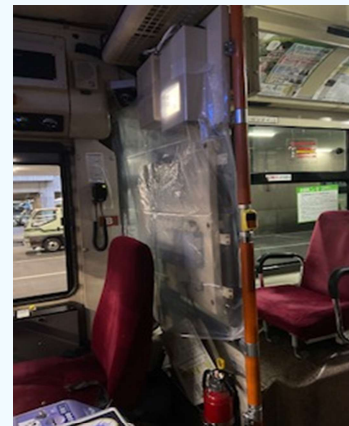
車両の消毒措置

市バス車両のつり革・手すりなど、お客様が触れることが多い場所の定期消毒を実施しています（2週間ごと）。

車内の換気対策等

換気扇を常時稼働させるとともに、車内の窓の一部を開放しています。

左最前列客席の使用を禁止しているほか、運転席後部をビニールシートで覆うとともに、右最前列客席の混雑時以外のご利用を控えていただくよう案内文を掲出しています。



運転席後方にビニールシートで客席との飛沫感染を予防



新型コロナウイルス感染防止のため使用を制限している左側最前列座席

アルコール消毒液の設置

多くのお客様がご利用されるバスターミナル等において、案内所・定期券発売所内にアルコール消毒液を設置しています。

市バスをご利用のお客様に対するご協力依頼

市バスをご利用のお客様に対する，新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために，ご協力いただきたい事項を記載した「交通局ニュース」を，市バス全車内，市バス・地下鉄案内所及び定期券発売所で掲出しています。

交通局職員の感染防止

職員の感染予防対策及び健康状態の把握

- ・ マスク着用・手洗い・うがいの励行
- ・ 出勤前の検温
- ・ 点呼場における防護ビニールカーテンの設置

交通局ニュース

バス停は禁煙です。
皆様のご協力をお願いします。

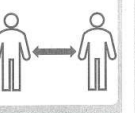
市バス・地下鉄をご利用の皆様へ



ご利用の際には
マスクの着用を！



車内・ホームでの
会話はなるべく
控えめに！



なるべく間隔を
あけてご利用を！



こまめな手洗いの
励行を！



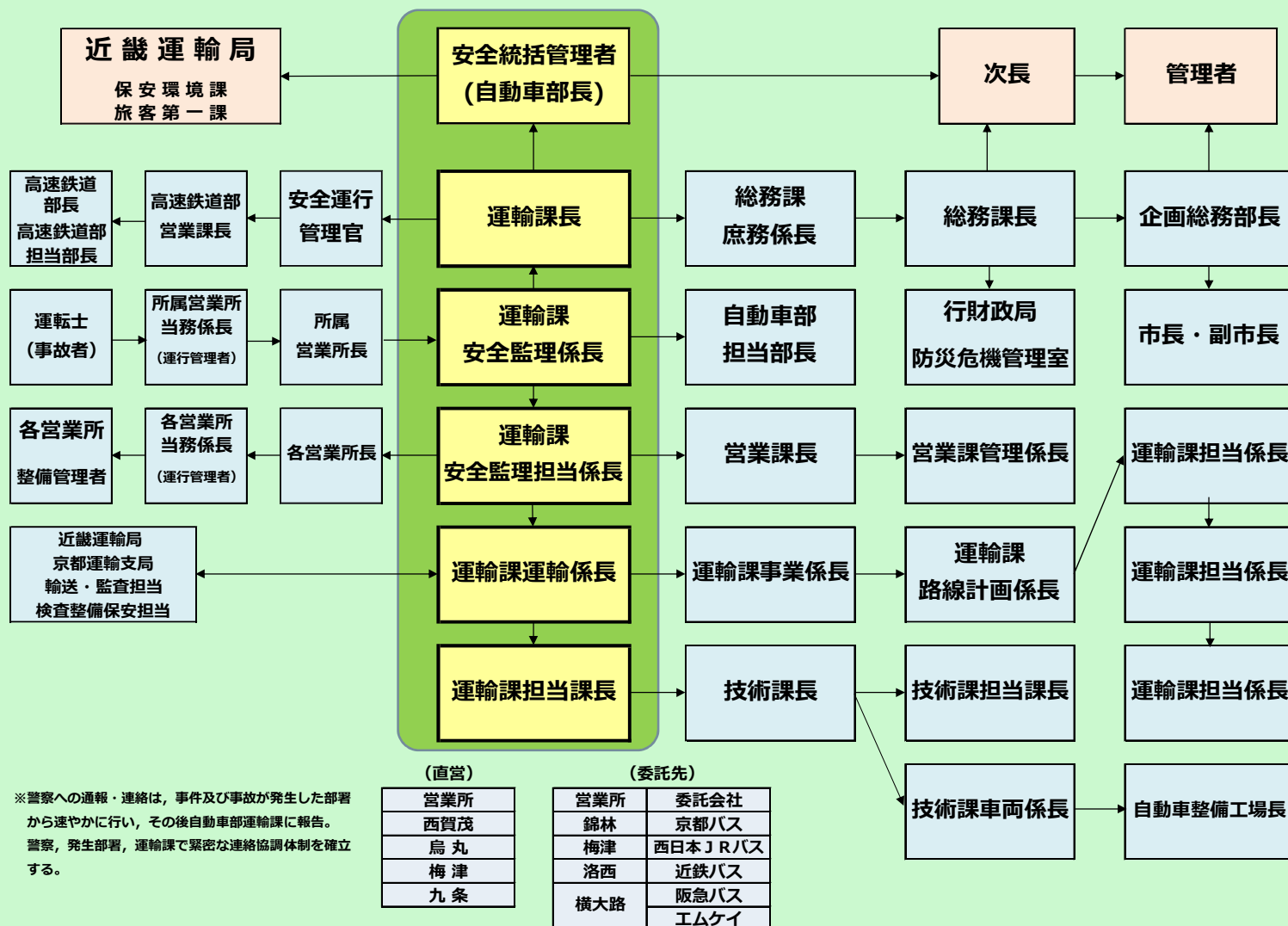
新型コロナウイルス感染症から
皆様ご自身と大切な人の命と健康を守るため
ご協力をお願いいたします。

熱中症にも御注意を！

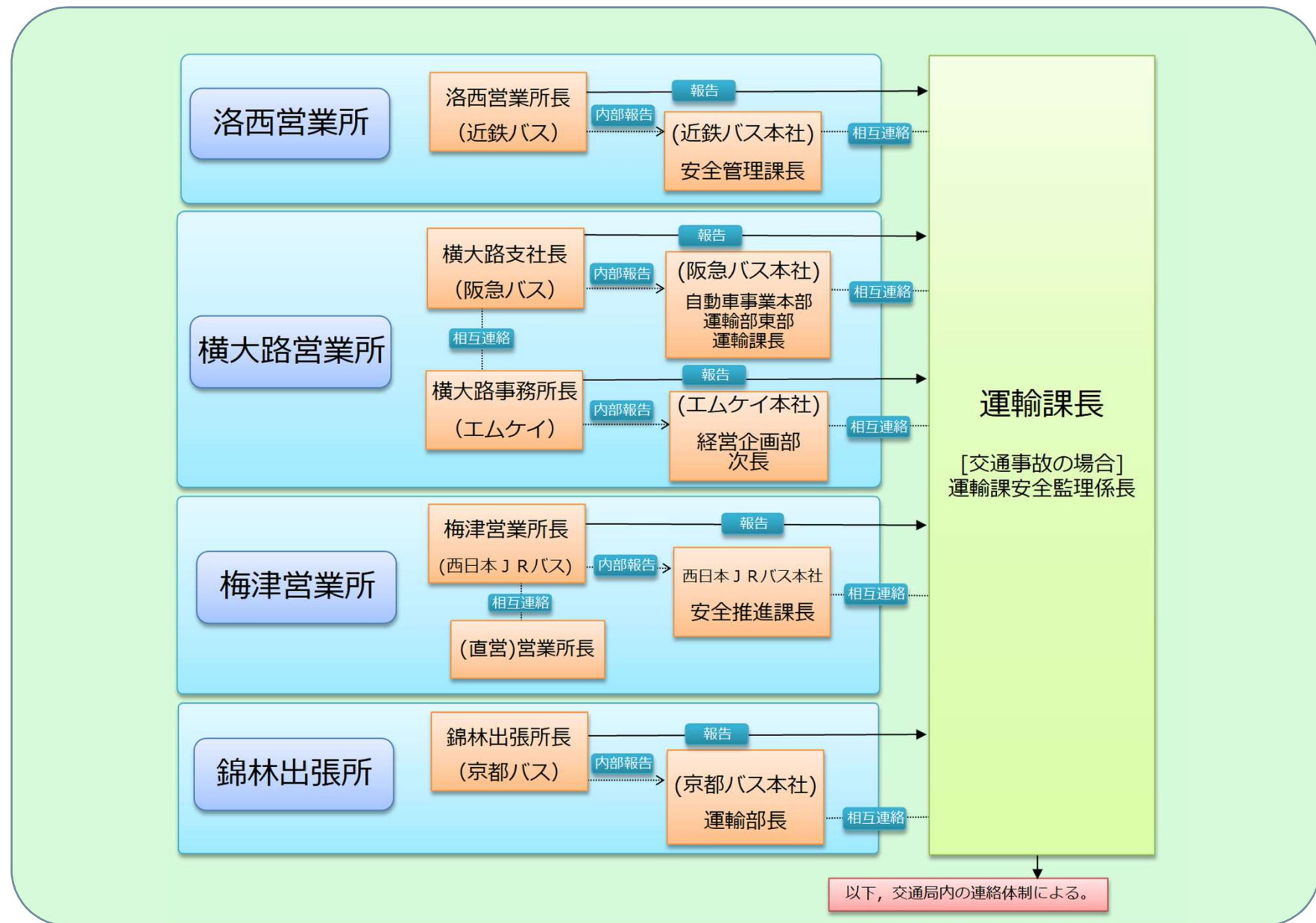


9 事故，災害等に関する報告連絡体制

■ 緊急時の連絡体制



■ 緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



10 安全管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部、室等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返して発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau